

2006年10月25日

J A M
会 長 小 出 幸 男
全国アルミ関連産業労働組合協議会
会 長 小 川 進

要 請 書

私たち J A M・建材アルミ業種別部会と全国アルミ関連産業労働組合協議会は、建材・アルミサッシの製造・販売に携わる労働者で組織する労働組合である。

日本経済は息の長い成長過程に入っているが、この景気の持続と拡大をはかるとともに、さらに安全・安心の、国民のための新たな住宅政策を展開する好機でもある。

建材・アルミサッシ産業に働く勤労者及び本施策の施行によって利益を享受する国民すべての意見を代表するかたちで、産業別労働組合 J A M と全国アルミ関連産業労働組合協議会は、財務大臣宛に連名連署の要請書をもって、税制面での改革に着手するよう申し入れるものである。

記

1. わが国は、地震国家であり、政府の地震調査研究推進本部の報告でも、東海・東南海・南海地域における今後 30 年～50 年間のマグニチュード 8 級の地震発生の可能性は、40%～90%であると示唆している。そうしたわが国の防災の緊急性に鑑み、新耐震基準前の住宅建て替え・耐震改修工事を促進するための各種優遇制度の検討を急ぐこと。
1. バブル崩壊から十余年、金融機関の不良債権はその大半が処理されたが、一般国民の抱える住宅負債はいまだに大きい。自己居住用の住宅買い替えに伴う譲渡損失の繰越控除については、更に拡充する施策を講じること。
1. わが国は、「住宅取得等特別控除」「住宅借入金特別控除」等、時限的な租税特別措置法により対策を講じてきたが、住宅取得は、国民にとっての夢の実現の一つであり一生に何度と無い事象であることから、借入全期間におけるローン利子を所得控除できる恒久的な「住宅ローン利子所得控除制度」を創設すること。
1. 国民にとって、住宅は生活の基盤であるが、住宅取得にあたっては、複数の税制が重複（登録免許税・不動産取得税・印紙税・消費税）するかたちで課税されている。こうした現状は、税の簡素・公平・中立の面からも納得性に欠けており、早期に抜本的改革に着手すること。